

## 長岡市貸切バス等利用促進事業 Q&A

Q. 市外、県外の人が利用する場合は補助対象となるか。

A. 補助対象となります。

Q. 市外、県外の立ち寄り先を含む運行は、補助対象となるか。

A. 補助対象となります。

ただし、補助を受けることができるのは、補助利用条件（2）に該当する対象施設を訪れた日にかかる運賃・料金となります。（例：立ち寄り先が1日目長岡市、2日目他市施設の場合は補助対象は1日目の運賃・料金のみ）

Q. キャンペーン利用条件（2）に該当する対象施設に立ち寄った後の「帰り」のみの利用は、補助対象になるか。

A. 補助対象となります。

ただし、対象施設からの「帰り」のみの利用の場合、対象施設を利用したことを証明する領収書等を運転手に提示してください。

Q. 長岡市の宿泊施設に宿泊した場合、チェックアウトの日は補助対象となるか。

A. 補助対象となります。

チェックイン、滞在期間、チェックアウトの日が全てが補助対象日となります。

Q. 行政機関の委託や補助を受けて、事業実施主体が行う出張や業務等での貸切利用は、補助対象となるか。

A. キャンペーン利用条件（3）に該当する公費による利用にあたるため、補助対象となりません。

ただし、バス、タクシーの貸切料金の公費を充てていないことが明らかな場合は補助対象となります。

Q. 民間企業の出張等での利用は、補助対象となるか。

A. 補助対象となります。

ただし、行政機関からの委託や補助を受けたもの（公費によるもの）は対象外となります。

Q. 学年行事やPTA行事は、補助対象となるか。

A. キャンペーン利用条件(4)に該当する学校、保育園等の利用にあたるため、対象となりません。

○学校、保育園等の利用可否の例

利用可能	利用不可
○生徒・園児等が参加する地域の団体の活動 例：子ども会 地域のクラブ活動(スポーツ少年団等) 等	○学校、保育園等の行事等活動 例：学校：学校行事(修学旅行等) 課外活動(部活動等) 学年行事、PTA行事 保育園等：園外活動(遠足等) 等
○学校・保育園等の活動外で行われるの有志の集まりで行う活動 例：学校の部活動の有志で旅行 等	※学校…小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、専修学校 等  ※保育園等…幼稚園、認可保育園、地域型保育施設、認定こども園、認可外保育施設 等

Q. 旅行会社に依頼して旅行を行う際も、補助の対象となるか。

A. 補助対象となります。

ただし、利用申請書は、補助を受ける利用者本人の情報を記入ください。

Q. 予算配分残額が1万円となり、新規で3万円分の料金の運行があった場合、1万円のみを割引を行ってもよいか。

A. 利用者の了解を得た上であれば、問題ありません。

【旅行会社向け】

Q. 募集型企画旅行での利用は補助対象となるか。

A. 補助対象となります。その場合は、申請書は旅行者ではなく、旅行会社となります。

Q. 募集型企画旅行で複数回の催行があるものについて一括で申請してもよいか。

A. 一括で申請いただいても問題ありませんが、利用月が異なる催行の場合は、月ごとに申請書を作成ください。